

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

1 指定の全部効力の停止対象事業者

- (1) 法人名 株式会社大拓
- (2) 代表者 代表取締役 柿本 大史
- (3) 所在地 和泉市繁和町 5 番 10 号

2 事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 放課後等デイサービスゆり
- (2) 所在地 和泉市井ノ口町 4 番 14 号 フダモト和泉府中店舗
- (3) サービス種別 放課後等デイサービス

3 処分年月日

平成 30 年 3 月 9 日

4 処分の内容

指定の全部効力の停止

平成 30 年 3 月 10 日から 6 か月間

5 処分の理由

- (1) 不正請求（児童福祉法第 21 条の 5 の 23 第 1 項第 5 号に該当）

利用児童に対し、実際にはサービス提供を行っていないにもかかわらず、障害児通所給付費を不正に請求・受領した。